

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、県防災計画に基づき、災害時の薬事に関する調整業務、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、岡山県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）の派遣又は薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、甲の指定した場所に災害薬事コーディネーター又は薬剤師班を派遣するものとする。

（災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の活動場所）

第3条 乙から派遣された災害薬事コーディネーターは、甲が設置する岡山県災害保健医療調整本部（以下「県災害保健医療調整本部」という。）、岡山県地域災害保健医療調整本部（以下「地域災害保健医療調整本部」という。）その他甲が指定する場所において、活動を実施するものとする。

2 乙から派遣された薬剤師班は、救護所、医薬品等の集積所その他甲が指定する場所において、活動を実施するものとする。

（災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の業務）

第4条 災害薬事コーディネーターの行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給調整
- (2) 薬剤師の受入及び派遣調整
- (3) 被災地区の薬局等の被災状況の情報収集
- (4) 県災害保健医療調整本部等に対する医薬品管理等の医療救護活動に関する助言
- (5) その他甲が必要と定めた事項

2 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所、医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他甲が必要と定めた事項

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の輸送）

第6条 甲は、災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の活動が円滑に実施できるよう、災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、乙が供給する医薬品等（薬剤師班が携行するものを含む。）を使用することができる。

（調剤費）

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(体制整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備等に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第11条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるよう努めるものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 災害薬事コーディネーターの派遣並びに薬剤師班の編成及び派遣に要した費用

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 災害薬事コーディネーター又は薬剤師班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(細目)

第13条 この協定に定める事項を実施するために必要な事項については、別に、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、甲乙が協議して決定するものとする。

(旧協定の解除)

第16条 この協定の締結の日をもって、甲及び乙が平成24年10月10日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」による協定は、解除する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市北区表町一丁目3-50
一般社団法人岡山県薬剤師会
会長 堀部 徹

